

衆議院小選挙区の区域が変更されました



—— 問い合わせは、選挙管理委員会事務局へ。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の変更

11月18日(金)に衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関する改正公職選挙法が可決、成立しました。区における衆議院小選挙区選出議員の選挙区はこれまで東京都第7区と第8区でしたが、今後は右記のとおり、東京都第8区(杉並区単独区)、東京都第27区(中野区と合区)となります。

詳細は、区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。



各選挙区の対象地域

東京都第8区	東京都第27区
右記東京都第27区の区域を除く杉並区の全域	高円寺北1丁目、高円寺南1・5丁目、和田1~3丁目、方南1・2丁目、和泉1~4丁目、堀ノ内1~3丁目、松ノ木1~3丁目、大宮1丁目、大宮2丁目1~4番・19~27番、梅里1・2丁目、永福1丁目1番

■ : 東京都第8区 ■ : 東京都第27区



選挙区の変更に伴う地域説明会

①5年1月14日(土)②15日(日)午後3時 ①永福和泉地域区民センター(和泉3-8-18) ②高円寺学園(高円寺北1-4-11)

ふるさと納税のお知らせ

40.9億円の区税が流出しました

ふるさと納税の影響による、4年度の区の住民税の流出額は約40億9000万円となり、過去5年間では約139億円にも上ります。住民税は、住民が居住地の自治体から受ける行政サービスなどの経費に充てられるもので、この状況が続けば行政サービスの低下につながりかねません。

区は、23区の区長会を通じて、国に抜本的な制度の見直しを求めています。ふるさと納税の活用にあたってはその影響を考慮していただくようお願いします。

—— 問い合わせは、区民生活部管理課ふるさと納税担当へ。

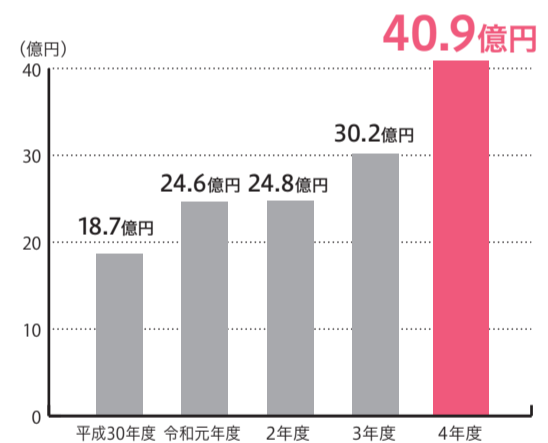
■40.9億円でできる年間の行政サービス

公園等の維持管理・整備改修

区立小・中・養護学校の運営管理経費



■ふるさと納税による住民税の流出額



※総務省ふるさと納税に関する現況調査結果(6月1日時点)による。

※流出額は百万単位を四捨五入して表示。

区のふるさと納税の取り組みは、区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。



ふるさと納税は…

自分の意思でふるさとやお世話になった地域に「寄附」できる制度として始まりました。しかし、寄附を集めるために自治体が競うように豪華な返礼品を用意する「返礼品競争」が過熱し、首都圏を中心に多額の住民税が返礼品目的の寄附として流出する結果となっています。

流出した分は、ほとんどの自治体は国から地方交付税で補填されますが、東京23区は地方交付税不交付団体であることから、純粋な減収となります。

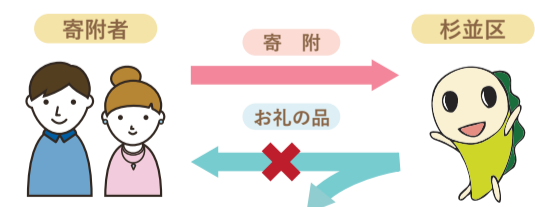
杉並区のふるさと納税

本来の寄附文化を醸成するため、返礼品競争には参入せず、4つの基金に寄附いただいた区民以外の方には、お礼の品として障害者施設でつくられた物品を差し上げています。

児童養護施設等へのプレゼント

4つの基金に寄附した区民の方およびお礼の品を辞退した区民以外の方は、お礼の品相当額(杉並区内共通商品券)を児童養護施設等にプレゼントできます。

[児童養護施設等へのプレゼント]



児童養護施設・乳児院



5年3月31日まで!

新型コロナウイルス感染症に関連した各保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合に、各保険料が減免となる制度があります。該当する場合は、5年3月31日(消印有効)までに申請が必要です。

国民健康保険料 国保年金課国保資格係 ☎5307-0641。納付・延滞金については、国保年金課国保収納係 ☎5307-0374

後期高齢者医療保険料 国保年金課高齢者医療係 ☎5307-0329

介護保険料 国介護保険課資格保険料係 ☎5307-0654

減免対象世帯の要件 (以下のいずれか)

- 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(世帯収入の中心となる方)が4月以降に死亡または重篤な傷病(1カ月以上の治療を有すると認められる等、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い状態)を負った場合
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の4年中の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下、事業収入等)の減少が見込まれ、次の全てに該当する場合
 - ・事業収入等のいずれかの減少額が3年中の当該事業収入等の額の10分の3以上であること(各年とも国や都から支給される各種給付金を除く。見込みを含む)
 - ・3年中の合計所得金額が1000万円以下であること(国民健康保険料、後期高齢者医療保険料のみの要件)
 - ・減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の3年中の所得の合計額が400万円以下であること
- ※事業収入等のいずれかの減少額に係る3年の所得額が0円以下の場合は、減免対象となりません。
 ※国民健康保険料の場合、非自発的失業者(特例対象被保険者等に該当する方)の減額は対象外です。ただし、非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれる場合は対象。

減免対象となる保険料

4年度の保険料であって、4月1日~5年3月31日に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日)がある保険料の全部または一部

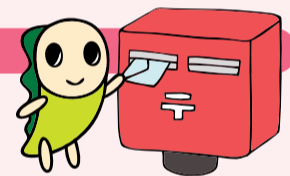
その他

- ・申請書類の入手方法等の詳細は、お問い合わせいただくか、区ホームページ(下2次元コード)をご覧ください。
- ・減免を申請した場合でも、保険料の納付に関する督促状や催告書は送付されます。また、3年度から延滞金を徴収しています。詳細は、お問い合わせください。



申請期限が迫っています!

臨時給付金を支給しています



国は、電力・ガス・食料品等価格高騰による負担を軽減するための支援として、臨時給付金を支給します。また、国の対象外となった生活困窮世帯に対し、区独自の給付金を支給します。

支給を希望する世帯の世帯主は、必要書類を期限までに提出してください。お知らせが届いていない場合は、コールセンターまでお問い合わせください。詳細は、区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。



申請期限 5年1月31日(火)

問い合わせ 杉並区臨時給付金コールセンター

支給金額 1世帯当たり5万円

☎0120-378-233 (午前8時30分~午後5時15分(土・日曜日、祝日、12月29日~5年1月3日を除く))

※1世帯1回限り、指定された口座に振り込みます。

※窓口での相談は電話予約が必要です。

支給対象・手続・必要書類

	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	杉並区生活応援臨時給付金
	①住民税非課税世帯	③住民税均等割のみ課税世帯
支給対象	9月30日現在、杉並区に住民登録があり(※1)、世帯全員が4年度住民税均等割非課税である世帯 ※1.世帯の中に、1月2日以降に転入した方がいる場合、1月1日現在で住民登録のあった区市町村から4年度住民税非課税証明書を取得し、提出してください(15歳以下の方は不要)。	①②に該当しない世帯で、9月30日現在、杉並区に住民登録があり(※3)、以下の要件のいずれかに該当する世帯 ・4年度の住民税が均等割のみ課税されている人で構成されている ・4年度の住民税が「均等割のみ」課税されている人を除いた世帯員全員が、4年度住民税非課税である ※3.世帯の中に、1月2日以降に転入した方がいる場合、1月1日現在で住民登録のあった区市町村から均等割のみ課税されている4年度住民税課税証明書または4年度住民税非課税証明書を取得し、提出してください(15歳以下の方は不要)。
手続	世帯主宛てに確認書または申請書等を同封したお知らせを送付しています。必要事項を記入の上、返送してください。	区への申請が必要です。
必要書類	区から送付するお知らせをご確認ください。	・申請書兼請求書(区ホームページから取り出せます) ・その他必要書類
		世帯主宛てに確認書または申請書等を同封したお知らせを送付しています。必要事項を記入の上、返送してください。 区から送付するお知らせをご確認ください。

※①②ともに、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外。①②③の重複受給は不可。DV等避難者も給付金を受け取ることができる場合があります。

区民意見を
募集します

杉並区まちづくり基本方針(案)

(杉並区都市計画マスタープラン)



▲区ホームページ

現在のまちづくり基本方針は、平成25年に策定しましたが、この数年間で私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。これまでのまちづくりの進捗を踏まえて、基本構想に掲げる区の将来像を実現するため、まちづくり基本方針の改定に向けて検討を進めています。このたび、「杉並区まちづくり基本方針(案)」をまとめましたのでお知らせします。皆様のご意見をお寄せください。

—— 問い合わせは、都市整備部管理課へ。

皆さんの“まちへの想い”を聴かせてください

杉並区長 岸本 聡子



私の区長就任前にほぼ完成していた「杉並区まちづくり基本方針(骨子案)」は、就任後に私の判断で見直しを決め、ゼロカーボンシティの実現に向けた視点を中心に据えた内容に修正した後、10月に区民の皆さんへお示しいたしました。骨子案に対するご意見は、10月1日から17日までの募集期間だけで549件にも上り、私も全て拝読させていただきました。熱意と知見が詰まったご意見を寄せてくださった区民の皆さんに心から感謝申し上げます。

の杉並構想」です。区長に就任以来、「聴く・オフ・ミーティング」、「さとことプレスト」といった対話集会や区立施設再編整備計画に係る地元の説明会など、様々なチャンネルを通して区民の皆さんから意見やアイデアを伺う機会を設けてまいりました。今回の方針(案)についても各地域で1回、計7回の説明会を実施します。

集まったこれらのご意見を参考に修正した骨子案をベースとして「杉並区まちづくり基本方針(案)」を策定しましたので、今回、区民等意見提出手続きに基づきご意見を募ることといたします。

対話は区政をかたちづくる源泉です。そして、対話を始めるためには、皆さんが“想い”を言葉に乗せて発していただくことが不可欠です。意見提出期間は、従前よりも長い1カ月半としましたので、関心のある部分だけでも一読いただき、皆さんの“想い”を聴かせてください。より良い未来につながる杉並のまちをつくるため、一人でも多くの方のご協力をお願いいたします。

先の区長選挙での私の公約集のタイトルは「対話から始まる みんな

意見提出方法等

閲覧・意見募集期間 5年1月31日(消印有効)まで

閲覧場所 都市整備部管理課(区役所西棟5階)、区政資料室(西棟2階)、区民事務所、図書館(休業日を除く)。区ホームページ(右上2次元コード)でもご覧になれます

意見提出方法 はがき・封書・ファクス・Eメール・閲覧場所にある意見提出用紙に書いて、都市整備部管理課企画調査係☎5307-0689✉toshikikaku@city.suginami.lg.jp。ご意見には、住所・氏名(在勤・在学の方

は、勤務先・学校名と所在地、事業者の方は事業所名と所在地、代表者の氏名)を記入(区ホームページにもご意見を書き込めます)。

※後日、いただいたご意見(原則全文)は、区ホームページで公表するほか、ご意見の概要とそれに対する区の考え方などは、広報すぎなみや区ホームページ等で公表する予定です。ご意見の全文公表を望まれない方はその旨を書き添えてください。

※住所・氏名を公表することはありません。

杉並区まちづくり基本方針とは

●まちづくり基本方針の目的

「杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)」は、杉並区の将来都市像のイメージとまちづくりの目標を明らかにすることにより、まちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

●将来都市像とまちづくりの目標

将来都市像

杉並区基本構想において、今後おおむね10年を展望した「杉並区が目指すまちの姿」としている

みどり豊かな 住まいのみやこ

をまちづくり基本方針の将来都市像とします。

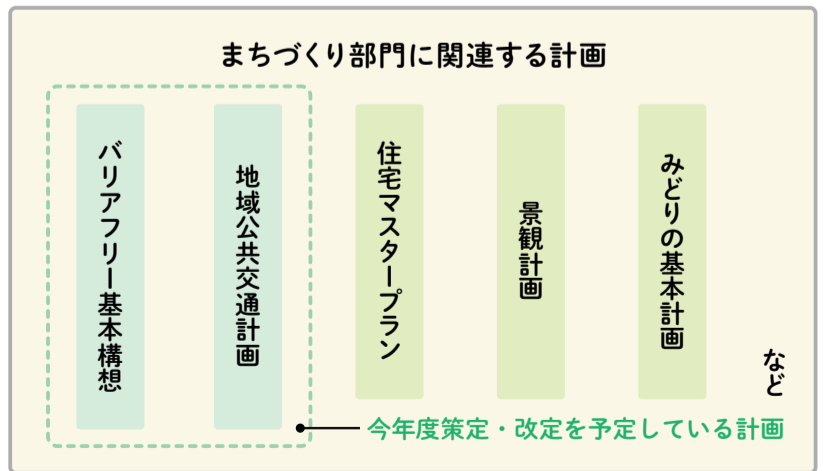
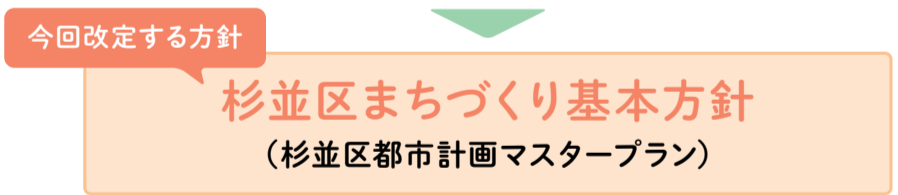
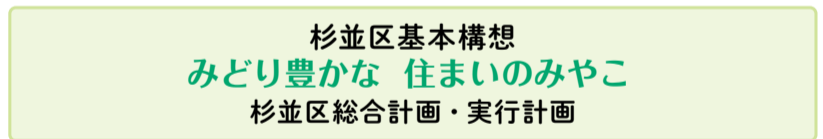
まちづくりの目標

- ・みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち
- ・多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち
- ・気候危機に立ち向かい、緑あふれる良好な環境を将来につなぐまち

目標年次

おおむね20年後の未来を展望しながらも、基本構想および総合計画との整合性を図るため、令和12年度を目標年次とします。なお、まちづくりの進捗状況や社会経済環境の変化などを踏まえ、必要に応じてまちづくり基本方針の見直しを行うこととします。

●まちづくり基本方針の体系



総合方針(分野別方針)の概要

8つの分野別の方針を立て、それぞれに基本的な考え方と具体的な方向性を定めています。

①土地利用・市街地整備方針

まちづくりの課題

適正な土地利用を立案し、戦略的・計画的に誘導していくとともに、多心型拠点の形成を図り、市街地の状況に応じた整備を推進していく必要があります。

基本的な考え方

- 1 地区特性に応じた土地利用・市街地整備の推進
- 2 地域の魅力あふれる多心型まちづくりの推進
- 3 誰もが暮らしやすい住宅施策・住環境整備の推進
- 4 戦略的・計画的な土地利用の推進



②道路整備方針

まちづくりの課題

生活基盤である道路網を整備し、安全で快適な歩行者・自転車空間を確保していく必要があります。

基本的な考え方

- 1 体系的な道路網の整備
- 2 安全で快適な歩行者・自転車空間の確保



③交通整備方針

まちづくりの課題

公共交通の利便性の向上や新たなモビリティサービスへの対応を進めていく必要があります。

基本的な考え方

- 1 公共交通の利便性向上
- 2 安全で快適な自転車利用の推進
- 3 新たなモビリティサービスへの対応



④ユニバーサルデザインのまちづくり方針

まちづくりの課題

子どもから高齢者まで誰もが気軽に利用でき、移動しやすいまちにしていける必要があります。

基本的な考え方

- 1 誰もが気軽に利用でき、移動しやすいまちづくりの推進
- 2 重点整備地区等におけるバリアフリー化の推進



⑤防災・減災・事前復興まちづくり方針

まちづくりの課題

地震や水害など様々な災害から区民の生命・財産を守り、犯罪を生まない安全なまちを築いていく必要があります。

基本的な考え方

- 1 地震等の災害に強いまちづくりの推進
- 2 総合的な治水対策の推進
- 3 地域の防災対応力の強化
- 4 事前復興まちづくりの推進
- 5 防犯等に配慮した安全な住環境整備の推進

⑥みどりと水のまちづくり方針

まちづくりの課題

みどりと水のネットワーク形成など快適な環境を守り創出する必要があります。

基本的な考え方

- 1 公共緑地空間の整備の推進
- 2 民有地などのまとまったみどりの保全
- 3 まちなみのみどりの保護と充実
- 4 グリーンインフラを活用した水と水辺のある環境づくり
- 5 みどりと水のネットワークの形成



⑦景観まちづくり方針

まちづくりの課題

杉並らしさを感じられる個性あるまちなみや景観を醸成する必要があります。

基本的な考え方

- 1 杉並らしい景観づくりの推進
- 2 他施策との連携と普及啓発



⑧ゼロカーボンシティを目指すまちづくり方針

まちづくりの課題

ゼロカーボンシティの実現を目指し、地球温暖化防止に資する取組を総合的・計画的に推進する必要があります。

基本的な考え方

- 1 ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の推進
- 2 環境施策の推進



■杉並区まちづくり基本方針(案)の説明会を開催します

まちづくり基本方針(案)に関する説明会を開催します。また、説明会と合わせてまちづくり基本方針(案)のパネル展示を行います。

◆まちづくり基本方針(案)に関する説明会

☎午後6時～8時 区内在住・在勤・在学の方 各50名(申込順) 申電話で、都市整備部管理課企画調査係。またはLoGoフォーム(下2次元コード)から申し込み/申込期間=12月22日午前9時～5年1月6日午後5時 説明会の参加は1人1回。車での来場不可

◆まちづくり基本方針(案)のパネル展示

☎午後5時～8時(説明会と同日・同会場)

……………いずれも……………

☎都市整備部管理課企画調査係



▲LoGoフォーム

説明会・パネル展示の日程・会場

日程	会場(所在地)
5年1月11日(水)	井草地域区民センター(下井草5-7-22)
1月12日(木)	西荻地域区民センター(桃井4-3-2)
1月13日(金)	荻窪地域区民センター(荻窪2-34-20)
1月17日(火)	高円寺障害者交流館(高円寺南2-24-18)
1月18日(水)	高井戸地域区民センター(高井戸東3-7-5)
1月19日(木)	阿佐谷地域区民センター(阿佐谷北1-1-1)
1月20日(金)	永福和泉地域区民センター(和泉3-8-18)